

第 7 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

平成29年3月14日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

## 第7回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成29年3月14日(火曜日)

午前9時59分開議

午後0時21分閉会

本日の会議に付した事件

議案第33号 平成29年度熊本県一般会計予算

議案第38号 平成29年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち

議案第39号 平成29年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち

議案第40号 平成29年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

議案第45号 平成29年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

報告事項

- ① 下請企業の表彰制度について
- ② くまもと生活排水処理構想の改訂(案)について
- ③ 川辺川ダムに関する最近の状況について

平成28年度建設常任委員会における取り組みの成果(案)について

出席委員(7人)

委員長	山口	裕
副委員長	田代	国広
委員	坂田	孝志
委員	西山	宗孝
委員	松村	秀逸
委員	山本	伸裕
委員	中村	亮彦

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 手島 健司

総括審議員兼

河川港湾局長 鈴木 俊朗

政策審議監 原 悟

道路都市局長 松永 信弘

建築住宅局長 田邊 肇

監理課長 藤本 正浩

用地対策課長 西浦 一義

土木技術管理課長 緒方 進一

道路整備課長 上野 晋也

道路保全課長 長井 英治

首席審議員兼

都市計画課長 宮部 静夫

下水環境課長 丸尾 昭

河川課長 村上 義幸

港湾課長 亀崎 直隆

砂防課長 原田 高臣

建築課長 清水 照親

営繕課長 井手 秀逸

住宅課長 上妻 清人

事務局職員出席者

議事課課長補佐 下崎 浩一

政務調査課主幹 池田 清隆

午前9時59分開議

○山口裕委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第7回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本委員会に8名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査を行います。

まず、付託議案について執行部の説明を求

めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明については、効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いいたします。

まず初めに、手島土木部長から総括説明をお願いいたします。

○手島土木部長 今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、平成29年度当初予算関係議案5件でございます。

まず、平成29年度当初予算の概要について御説明いたします。

一般会計の予算額は1,046億1,700万円余、対前年度比130.4%を計上しております。

特別会計は、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計、用地先行取得事業特別会計及び流域下水道事業特別会計の4つの特別会計合計で83億1,300万円余、対前年度比116.0%を計上しております。

土木部の一般会計及び特別会計を合わせた予算総額は1,129億3,100万円余、対前年度比は129.2%となります。

次に、歳出予算の主な内容について御説明いたします。

県政史上最大の被害をもたらした熊本地震などからの速やかな復旧、復興を図るため、昨年12月に策定した熊本復旧・復興4カ年戦略の4つの取り組みの方向性ごとに展開してまいります。

まず、安心して住み続けられる「すまい」が確保できるよう、被災宅地の復旧、自立再建住宅や災害公営住宅の建設支援、住宅の耐震化を促進するとともに、土砂災害から住民の生命、財産を保護するため、土砂災害防止施設整備の推進や警戒区域外への移転を支援してまいります。

次に、熊本の基盤を再生し、未来の礎を築

くため、引き続き、全ての道はくまもとに通じるという考えのもと、幹線道路ネットワークの整備を進めてまいります。

地域高規格道路である熊本天草幹線道路については、大矢野バイパスや本渡道路の早期完成に向け、整備を進めます。

また、公共土木施設の早期復旧に加え、災害時における九州の縦軸、横軸のリダンダンシーとなる中九州横断道路や九州横断自動車道、南九州西回り自動車道、有明海沿岸道路（Ⅱ期）の整備を促進してまいります。

さらに、熊本都市圏東部地域については、県道熊本高森線などの整備など、熊本地震からの創造的復興のシンボルとなるまちづくりを支援してまいります。

このほか、熊本駅周辺地域のポテンシャル向上と民間開発の促進によるにぎわい創出を目的とした在来線の高架化を平成29年度中に完了いたします。

次に、県内の木材需要を創出するため、木造設計アドバイザーを派遣する制度の活用を推進するとともに、伝統木造建築物に係る熊本独自の設計指針を策定いたします。

また、建設業界や教育機関と連携し、建設産業への理解の促進や魅力の発信を行い、県内建設産業の人材確保、育成を促進してまいります。

次に、熊本港、八代港のゲートウエー化を進め、世界とつながる熊本の創造を目指すとともに、八代港においては、年間70隻以上のクルーズ船寄港及び世界最大級のクルーズ船寄港を実現するための港湾機能の向上に取り組んでまいります。

また、今後の災害に備え、熊本港、八代港における耐震強化岸壁の早期整備により、災害時の支援活動の拠点としての機能を確保するとともに、人流、物流の機能向上を図ってまいります。

以上が熊本復旧・復興4カ年戦略に基づいた土木部における歳出予算の主な内容でござ

います。

その他報告事項につきましては、下請企業の表彰制度についてほか2件を御報告させていただきます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○山口裕委員長 次に、付託議案について関係課長から順次説明をお願いします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

最初に、資料の確認をお願いいたします。

平成29年度当初予算に係る建設常任委員会説明資料(平成29年度当初予算関係)が1冊、その他報告事項としまして3件の報告資料を準備しております。また、平成29年度主要事業及び新規事業一覧と平成29年度公共事業等費用負担調書については、参考としてお配りをしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料により説明をさせていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

平成29年度当初予算資料でございます。

まず、上から2段目の前年度当初予算額等ですが、ここに記載の予算額は、昨年の知事選及び熊本地震の関係から骨格予算、6月及び9月の肉づけ予算額の計となっております。

それでは、1段目の本年度予算額でございますが、土木部の当初予算総額は、合計欄に記載しておりますとおり1,129億3,100万円余で、対前年度比129.2%となっております。その内訳としまして、左から、一般会計の普通建設事業につきましては、補助事業が462

億4,300万円余、県単事業が220億5,200万円余、直轄事業が102億8,800万円余となっております。

次に、災害復旧事業につきましては、補助事業が153億7,300万円余、県単事業が1億円となっております。投資的経費計としましては940億5,700万円余で、対前年度比133.8%となっております。次に、消費的経費につきましては105億6,000万円余で、対前年度比105.9%となっております。一般会計計としましては1,046億1,700万円余で、対前年度比130.4%となっております。

次に、その右の特別会計につきましては、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計、用地先行取得事業特別会計及び流域下水道事業特別会計の4つの特別会計の合計としまして、投資的経費が30億円余、消費的経費が53億1,200万円余となっております。特別会計計としましては83億1,300万円余で、対前年度比116.0%となっております。

一般会計及び特別会計の合計といたしましては、右端の合計欄のとおり、1,129億3,100万円余となります。

次に、2ページをお願いいたします。

平成29年度当初予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、課ごとの本年度当初予算額、前年度当初予算額等、比較増減額及び右側に本年度当初予算額の財源内訳を記載しております。

表の最下段の土木部合計の欄でございますが、国支出金が360億3,600万円余、地方債が431億5,800万円余、その他が203億3,800万円余、一般財源が133億9,800万円余となっております。

以上が土木部全体の予算額の状況でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

このページ以降、各課の当初予算の詳細を記載しております。

なお、説明欄には、通常もしくは熊本地震関連と、それぞれ分けて内容を記載しております。

それでは、監理課の予算について説明をさせていただきます。

まず、1段目の職員給与費でございます。

職員の給与費につきましては、2月補正予算と同様に、職員給与費または事業費の職員給与費として、3ページ以降、全ての課に出てまいりますので、監理課から代表して説明をさせていただきます、各課からの説明は割愛させていただきます。

監理課関係分としましては4億5,900万円余を計上しております。記載はしていませんが、土木部全体としては57億7,300万円余を計上しております。

次に、4段目の管理事務費でございます。3億6,900万円余を計上しております。

主なものとしましては、熊本地震関連で、県外からの派遣職員の人件費に係る負担金を計上しております。以降、本負担金については、関係各課においても同様に所要額を計上しておりますので、各課からの説明は割愛させていただきます。

なお、記載していませんが、土木部全体としましては4億7,600万円余を計上しております。

次に、7段目の土木行政情報システム費でございます。9,700万円余を計上しております。これは通常分で、CALS/EC事業（電子入札システム）に要する経費でございます。

4ページをお願いいたします。

2段目の建設業費でございますが、2,400万円余を計上しております。これは通常分で、建設業許可事務関係等に要する経費でございます。

次に、5段目の建設産業支援事業費でございます。4,100万円余を計上しております。これは通常分で、主なものとしましては、建

設産業における若手技能者の雇用促進に要する経費、若手技術者等の育成支援に要する経費、イメージアップ戦略に要する経費、新分野進出の支援に要する経費となっております。

以上、監理課の一般会計の予算額は、合計で10億5,200万円余でございます。

監理課からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○西浦用地対策課長 用地対策課でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

主なものについて説明いたします。

3段目の収用委員会費でございますが、4,300万円余を計上しております。これは、収用委員7名の報酬と収用委員会が実施する物件調査等に要する経費でございます。

一般会計の予算額は、最下段に記載のとおり、合計で1億3,300万円余となります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計でございます。

この用地先行取得事業特別会計は、公共用に供する土地を特別会計を使ってあらかじめ取得し、後年度に一般会計において買い戻す制度です。事業を円滑に推進するためには、早期の用地取得を行うことが重要であり、都市計画法等に基づき、地権者からの買い取り請求に対応する義務も生じますので、この制度を活用するものです。

1段目の道路新設改良費は、熊本天草幹線道路・本渡道路の用地補償費として6億円、3段目の街路事業費は、熊本高森線の用地費として8億円、合わせて14億円を計上しております。

用地対策課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○緒方土木技術管理課長 土木技術管理課で

ございます。

7ページをお願いいたします。

土木技術管理課分は、全て通常分でございます。

まず、上から3段目の土木業務推進費として1,400万円余を計上しています。これは、土木部職員の技術力向上を図るための研修費負担金と県内建設技術者に対する建設業に関する技術及び業務の研修委託費でございます。

次に、上から5段目の土木行政情報システム費として5,900万円余を計上しております。これは、工事の発注、監督、検査及びこれらの進行管理に必要な土木積算システム、工事進行管理システム、電子納品・情報交換共有システムに関する維持管理費等でございます。

以上、最下段のとおり、土木技術管理課の平成29年度当初予算は1億8,900万円余でございます。

土木技術管理課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○上野道路整備課長 道路整備課でございます。

9ページをお願いいたします。

主な事業を御説明いたします。

まず、上から3段目の国直轄事業負担金ですが、38億6,800万円余を計上いたしております。これは、九州中央自動車道及び国道3号などの整備を行う国直轄の道路事業に対する県負担金でございます。

なお、国道3号、57号、208号には、南九州西回り自動車道などの高規格道路が含まれております。

次に、最下段の道路改築費ですが、23億6,300万円余を計上しております。これは、地域高規格道路の熊本天草幹線道路の整備に要する経費でございます。

続きまして、10ページをお願いいたしま

す。

1段目の単県道路改築費ですが、21億900万円余を計上しております。通常分として、県道郡浦網田線ほか80カ所の整備を予定しております。また、熊本地震関連として、国がことし夏の開通を目指している南阿蘇村の長陽大橋を通り、阿蘇市赤水方面に向かうルートとなる県道河陰阿蘇線の整備を予定しております。

2段目の地域道路改築費ですが、103億7,900万円余を計上しております。通常分として、国道443号ほか99カ所について整備を予定しております。また、熊本地震関連として、被災した道路の代替路や緊急輸送道路の機能強化を図るため、国道325号ほか4カ所の整備を予定しております。この国道325号の費用は、新阿蘇大橋に係る経費の一部であります。

なお、新阿蘇大橋の完成時期につきましては、国から県へ連絡があっておりませんが、本日、熊本日新聞に掲載されております。

次に、最下段の道路施設保全改築費の橋りょう補修分ですが、21億100万円余を計上しております。通常分として、国道325号大津1号橋ほか97カ所の実施を予定しております。また、熊本地震関連として、緊急輸送道路上の橋梁について耐震対策を行うため、国道266号著町橋ほか4カ所の耐震設計を予定しております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

上から2段目の単県橋りょう補修費ですが、4億5,000万円余を計上しております。これは、比較的小規模な橋梁の補修、補強等を行う経費で、国道445号第二小谷橋ほか27カ所を予定しております。

上から5段目の地方道路整備臨時貸付金元金ですが、2億5,900万円余を計上しております。これは、道路事業の地方負担の一般財

源を対象として、平成20年度から平成23年度に無利子で借り入れた分の償還金でございます。

以上、道路整備課の平成29年度当初予算額は、最下段のとおり、219億6,000万円余となります。

最後に、工事に伴う債務負担行為の設定を2カ所お願いしております。

1つ目は、9ページの最下段、道路改築費の国道324号第二天草瀬戸大橋の下部工工事でございます。2つ目は、10ページの上から2段目、地域道路改築費の国道266号望薩峠4号橋の上部工工事でございます。

道路整備課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○長井道路保全課長 道路保全課です。

資料の13ページをお願いします。

当初予算について、主なものを説明いたします。

まず、1段目の道路橋りょう総務費で12億600万円余を計上しております。

このうち、上から3段目の道路管理費は、道路損害賠償責任保険などの管理事業や道路台帳補正などの道路調査事業等に要する経費で、3,400万円余を計上しています。

次に、下から3段目の道路維持費で47億600万円余を計上しています。このうち、下から2段目の単県道路災害防除費につきましては、落石対策等の防災対策工事に要する事業で、熊本地震関連の2億1,600万円余を含めまして6億4,000万円余を計上しています。

最下段の単県道路修繕費は、施設修繕や道路パトロール、街路樹の剪定、除草などを行うための経費で、熊本地震関連の6,100万円余を含めまして34億9,300万円余を計上しています。

次に、14ページをお願いします。

1段目の単県道路環境整備事業費は、沿道

景観や緑化環境、将来のメンテナンスコストを重視した植栽構造の改善を行うための経費で、2億1,100万円余を計上しています。

2段目の単県交通安全施設等整備事業費は、通学路などの歩道整備や道路案内標識の整備を行うための経費で、熊本地震関連の3,000万円余を含めまして4億1,300万円余を計上しています。

次に、3段目の道路新設改良費で110億3,000万円余を計上しています。このうち、最下段の道路舗装費は、舗装補修事業、側溝整備事業、旧道移管事業を行うための経費で、熊本地震関連の8億7,400万円余を含めまして19億7,900万円余を計上しています。

次に、15ページをお願いします。

1段目の道路施設保全改築費は、道路災害防除事業、交通安全施設等整備、舗装補修などを行うための経費で、熊本地震関連の19億8,200万円余を含めまして94億5,400万円余を計上しています。

以上、最下段のとおり、道路保全課の平成29年度当初予算総額は169億4,300万円余となります。

道路保全課は以上です。よろしくお願いたします。

○宮部都市計画課長 都市計画課でございます。

資料の17ページをお願いいたします。

主なものについて御説明いたします。

4段目の景観整備推進費でございますが、2,800万円余を計上しております。これは、緑化景観対策や民間施設の緑化推進などに要する経費でございます。

下から4段目の公園維持費でございます。1億9,000万円余を計上しております。これは、テクノ中央緑地や水俣広域公園などの管理委託等に要する経費でございます。

18ページをお願いいたします。

1段目の都市計画調査費でございますが、

6,700万円余を計上しております。これは、都市計画の決定、変更に向けた調査、検討に要する経費でございます。

2段目の連続立体交差事業費でございますが、24億3,500万円を計上しております。これは、JR鹿児島本線等の高架化工事に要する経費でございます。部長の冒頭の説明にもありましたとおり、平成29年度中には熊本駅部の高架化が完了する予定でございます。

次に、下から3段目の街路整備事業費でございます。20億1,000万円余を計上しております。これは、都市計画道路の整備に要する経費でございます。その主な内訳としまして、通常費として、長洲玉名線や南部幹線等に7億5,300万円余を、熊本地震関連として、県道熊本高森線、都市計画道路名が益城中央線でございますが、その整備に12億5,600万円余を計上しております。益城中央線につきましては、先週の金曜日、3月10日でございますが、事業認可を取得することができました。早期完成に向け、測量、設計調査、用地取得等を行ってまいります。

最下段の都市公園整備事業費でございますが、5億5,500万円余を計上しております。これは都市公園の整備等に要する経費でございます。その主な内訳としまして、通常費として、熊本県民総合運動公園ほか2カ所の改修に4億1,100万円余、そして熊本地震関連として、広域防災拠点として機能強化を図るため、運動公園内のえがお健康スタジアム及びパークドームの耐震機能等の調査、検討を行います。その経費として1億200万円を計上しております。

19ページをお願いいたします。

3段目の地方道路整備臨時貸付金元金の償還金として1,900万円余を計上しております。これは、平成21年度から23年度に国から無利子で借り入れた分の償還でございます。

以上、最下段にありますとおり、都市計画課の平成29年度当初予算の総額は56億1,800

万円余でございます。

都市計画課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○丸尾下水環境課長 下水環境課でございます。

下水環境課は、一般会計と流域下水道事業特別会計に分かれておりますので、まず一般会計から、主なものについて御説明いたします。

資料の21ページをお願いいたします。

上から2段目の公害防止指導費でございますが、通常分1,300万円余を計上しております。これは、生活排水対策に係る普及啓発や維持管理、指導等に要する経費でございます。

上から4段目の一般廃棄物等対策費では、浄化槽整備事業の通常分2億1,100万円余と熊本地震分7,400万円余で、計2億8,700万円余を計上しております。これは、いずれも浄化槽の設置者に補助を行う市町村に対する補助でございます。

資料の22ページをお願いいたします。

上から3段目の団体営農業集落排水事業費でございますが、通常分で2億700万円余を計上しております。また、下から2段目の漁業集落環境整備事業費でございますが、通常分で9,100万円余を計上しております。これらは、市町村実施事業に対する国からの交付金を一旦県が受け入れ、再交付する間接補助に要する経費でございます。改築更新の時期を迎える施設があり、前年度に比べて大きくふえているところでございます。

資料の23ページをお願いいたします。

下から3段目の特別会計繰出金は、通常分で3億5,700万円余を計上しております。これは、流域下水道事業特別会計における公債費等の財源充当のための繰出金でございます。

以上、一般会計の総額は、資料の最下段に

ありますとおり10億8,400万円余でございます。

次に、流域下水道事業特別会計の主なものについて御説明いたします。

なお、流域下水道においては、熊本地震関連分はなく、全て通常分でございます。

資料の24ページをお願いいたします。

本県では、3つの流域下水道事業を管理運営しております。そのうちの1つ、熊本市、合志市及び菊陽町を対象とする熊本北部流域下水道事業として、上から3段目に維持管理費9億7,700万円余を、上から6段目に建設費交付金事業3億600万円を計上しております。建設費については、施設の耐震対策に係る費用と今後の施設のライフサイクルコストの低減を目的としたストックマネジメント計画の策定に要する経費でございます。

あさぎり町など上球磨4町1村を対象とする球磨川上流流域下水道事業として、下から2段目に維持管理費2億3,900万円余を、資料の25ページの上から2段目に、建設費交付金事業2億5,300万円余を計上しております。建設費については、施設の耐震対策に係る費用とストックマネジメント計画の策定に要する経費等でございます。

次に、八代市、宇城市及び氷川町を対象とする八代北部流域下水道事業として、上から4段目に維持管理費2億5,100万円余を、下から3段目に建設費交付金事業1億2,600万円余を計上しております。この建設費については、施設の耐震対策に係る費用と改築更新に係る費用でございます。

また、下から2段目の建設費単独事業1,000万円余は、河川改修工事による橋梁つけかえに伴う仮設の下水管工事に係る費用でございます。

資料の26ページをお願いいたします。

一番上の段に元金6億300万円余を、上から2段目に利子1億2,800万円余を計上しております。これは、平成29年度に償還が見込

まれる下水道事業債等の公債費でございます。また、上から4段目に一般会計繰出金1,100万円余を計上しておりますが、これは、過年度に一般会計から借り入れた借入金の一部と熊本北部浄化センターで発電した電気のグリーン電力価値の売却益を一般会計に繰り出すものでございます。

以上、流域下水道特別会計の総額は、一番下の段にありますとおり、29億4,800万円余でございます。

最後に、工事に伴う債務負担行為の設定でございます。

資料の25ページの上から2段目の球磨川上流流域下水道建設費(交付金事業)の一番右の説明欄をごらんください。水処理施設の電気設備の改築更新等のため、平成30年度に2億8,700万円を限度額とする債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

下水環境課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○村上河川課長 河川課です。

資料の27ページをお願いします。

まず、1段目の河川海岸総務費で60億900万円余を計上しています。

主な内訳ですが、上から4段目の国直轄事業負担金で33億8,300万円余を計上しています。これは、国が施行する河川改修事業等の県負担金です。

次に、2つ下の段の河川海岸維持修繕費で4億3,500万円を計上しています。これは、河川及び海岸施設の点検や維持修繕に係る費用です。熊本地震による影響範囲を密に点検する必要があるため、前年度より増額しています。

次に、下から2段目の河川掘削事業費で7億6,800万円余を計上しています。これは、河川に堆積した土砂の掘削を行う費用です。阿蘇地域では、地震と豪雨による斜面崩壊が多数発生しており、白川等への土砂流入が依

然として続いているため、増額して対応いたします。

続きまして、28ページをお願いします。

3段目の河川改良費で93億4,300万円余を計上しております。

主な内訳として、次の段の河川改修事業費で28億2,100万円余を計上しています。これは交付金事業で、白川ほか15カ所の改修費用です。

次の段の河川激甚災害対策特別緊急事業費で37億4,600万円余を計上しています。これは、熊本広域大水害で被災した白川と黒川の家屋浸水被害の軽減対策を行う費用で、必要額を計上しています。

次に、下から2段目の堰堤改良費で4億5,000万円を計上しています。これは、市房ダムほか2カ所の設備更新を行うものです。

最下段の河川等災害関連事業費で4億2,100万円余を計上しています。これは、道路等の災害復旧事業とあわせて行う改良復旧工事に要する費用です。

続いて、29ページをお願いします。

2段目の単県河川災害関連事業費で13億6,100万円余を計上しています。これは、地震等で被災し、補助災害復旧事業で復旧を行う箇所に隣接する箇所の改修や補強工事を行うことで、一連区間の治水機能の確保や再度災害防止を図るためのものです。

続きまして、4段目の海岸保全費で4億7,700万円余を計上しています。これは、交付金事業及び県単独事業で、海岸保全施設の整備や老朽化対策等を行うための費用です。

続きまして、下から2段目の水防活動費で3,600万円余を計上しています。これは、水位計や雨量計など水防観測機器等の運用、保守点検などを行う費用です。

続きまして、30ページをお願いします。

1段目の河川等補助災害復旧費で151億6,900万円余を計上しています。

主な内訳ですが、3段目の過年発生国庫補

助災害復旧費で140億3,500万円余を計上しております。これは、昨年発生した道路や河川等の公共土木施設補助災害の2年目の復旧費用です。

また、次の段の現年発生国庫補助災害復旧費で9億3,000万円余を計上しています。これは、公共土木施設災害の復旧費用で待ち受け費用となります。

以上、平成29年度の河川課の当初予算合計は、最下段のとおり、311億3,500万円余となります。

最後に、工事に伴う債務負担行為の設定を2件お願いしております。

1つ目は、28ページ最下段の河川等災害関連事業費で、県道御船甲佐線田口橋の改良復旧工事として、平成30年度までの2カ年の工事を行うものです。また、2つ目は、30ページ3段目の過年発生国庫補助災害復旧費で、県道八代不知火線横江大橋ほか6カ所の橋梁災害復旧工事として、2カ年の工事を行うものです。

河川課は以上です。よろしく申し上げます。

○亀崎港湾課長 港湾課でございます。

資料の31ページをお願いいたします。

港湾課関係では、一般会計、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計がございます。

まず、一般会計から、主なものについて御説明いたします。

4段目の海岸諸費ですが、これは、排水施設等の海岸施設の維持管理費で、1,100万円余を計上しております。

次に、下から3段目の港湾建設費として52億3,100万円余を計上しております。

主な内訳は、次の段の海岸高潮対策事業費で2億8,000万円余を計上しております。これは、通常分として、八代港海岸ほか2港及び熊本地震関連として百貫港海岸ほか1港に

おきまして、津波・高潮発生時に備え、海岸堤防等の海岸保全施設の防災機能を確保するための調査及び改修を行うものでございます。

32ページをお願いします。

上から3段目の国直轄事業負担金でございますが、熊本港、八代港において国が実施する事業の県負担金として20億6,700万円余を計上しております。

5段目の単県港湾整備事業費で10億4,200万円を計上しております。これは、右側の説明欄にありますように、単県港湾維持浚渫事業として、通常分で長洲港ほか3港及び熊本地震関連で、熊本港におきまして、泊地や航路のしゅんせつ事業を実施するほか、港湾利活用促進事業として、八代港における既設ガントリークレーンの移設やクルーズ船寄港時の夜間照明等に要する費用でございます。

その次の段の港湾補修事業費で14億300万円余を計上しております。これは、通常分として八代港ほか11港及び熊本地震関連として熊本港ほか2港において、港湾施設の改良、補修、修築等を行うものでございます。

次に、下から3段目の空港管理費として2億7,100万円余を計上しております。これは、空港管理運用、空港消防、気象観測など、天草空港の管理運営費として1億9,400万円余、老朽化した設備の修繕や機器更新などの修繕費として7,600万円余でございます。

33ページをお願いします。

上から2段目の過年度発生国庫補助災害復旧費として1億7,700万円余を計上しております。これは、熊本港ほか2港における熊本地震で被災しました港湾施設等の災害復旧に要する費用でございます。

次に、上から4段目の港湾整備事業特別会計繰出金で、港湾整備事業特別会計における起債償還の財源に充てるために、一般会計からの繰出金としまして10億700万円余を計上

しております。

以上、港湾課の一般会計として、最下段のとおり、69億9,400万円余を計上しております。

続きまして、34ページをお願いします。

港湾整備事業特別会計について御説明します。

1段目の施設管理費として6億2,200万円余を計上しております。

内訳は、2段目の施設管理費で4億3,900万円余を計上しております。これは、右側説明欄に記載のとおり、各港の管理事務所等におきます施設管理諸費として2億8,200万円余、クルーズ船寄港時に港湾管理上必要となる警備業務等を行うための経費として5,800万円余などでございます。

次に、3段目の港湾修築費として1億8,300万円余を計上しております。これは、港湾施設の維持修繕を行うものでございます。

次に、5段目の県管理港湾施設整備事業費で6億7,000万円を計上しております。これは、八代港の物流拠点の機能向上を図るためのガントリークレーンの設置とコンテナターミナル整備に要する費用でございます。

次に、下から4段目に、公債費としまして、起債償還の元金と利子を合わせまして25億1,800万円余を計上しております。

下から3段目の一般会計繰出金でございますが、一般会計からの借入金の償還として1億300万円余を計上しております。

以上、港湾整備事業特別会計については、最下段のとおり、39億1,400万円余を計上しております。

続きまして、臨海工業用地造成事業特別会計について御説明いたします。

35ページをお願いします。

1段目の熊本港臨海用地造成事業費として5,000万円を計上しております。これは、熊本港周辺海域における漁業の振興を図るた

め、漁場の整備や稚魚の放流等を行うもの  
でございます。

以上、臨海工業用地造成事業特別会計につ  
きましては、最下段のとおり、5,000万円を  
計上しております。

港湾課は以上でございます。よろしくお願  
いいたします。

○原田砂防課長 砂防課でございます。

資料の37ページをお願いします。

上から4段目の砂防費で71億7,400万円余  
を計上しております。

主な事業を御説明いたします。

まず、上から5段目の通常砂防事業費で5  
億1,700万円余を計上しております。これ  
は、八代市妙見川ほか12カ所において、土砂  
災害防止のための砂防堰堤等の整備に要する  
経費でございます。

次に、下から3段目の急傾斜地崩壊対策事  
業費で9億8,000万円余を計上してありま  
す。これは、御船町下鶴地区ほか27カ所にお  
いて、崖崩れ災害防止のための擁壁工等の整  
備に要する経費でございます。

次に、38ページをお願いします。

上から4段目の国直轄事業負担金で9億  
6,800万円余を計上しております。これは、  
川辺川流域及び熊本地震により大規模斜面崩  
壊が発生した阿蘇大橋地区において、国が施  
行する直轄事業に対する県負担金でございま  
す。

次に、下から4段目の災害関連緊急急傾斜  
地崩壊対策事業費で9億6,200万円余を計上  
しております。これは、28年度に採択を受け  
た災害関連地域防災崖崩れ対策事業に係る29  
年度の事業費で、崩壊した崖地における擁壁  
工等の整備を行う市町村に対して助成する経  
費でございます。

次に、下から2段目の地すべり激甚災害対  
策特別緊急事業費で8億8,200万円を計上し  
ております。これは、南阿蘇村高野台地区ほ

か1カ所において、熊本地震により地すべり  
が発生した箇所におけるのり面工等の整備に  
要する経費でございます。

次に、最下段の火山砂防事業費で15億  
1,600万円余を計上しております。これは、  
阿蘇市浜宮川ほか27カ所の火山地域における  
砂防堰堤工の整備や阿蘇山の火山噴火警戒避  
難対策に要する経費でございます。

39ページをお願いします。

以上、最下段のとおり、砂防課の平成29年  
度当初予算額は76億700万円余となります。

砂防課は以上でございます。よろしくお願  
いします。

○清水建築課長 建築課でございます。

41ページをお願いします。

主なものにつきまして御説明します。

3段目のくまもとアートポリス推進費でご  
ざいですが、2,000万円余を計上してありま  
す。これは、アートポリス事業の企画、運営  
及びアートポリス建築展の開催等に要する経  
費でございます。

5段目の建築基準行政費でございますが、  
8億4,800万円余を計上しております。これ  
は、建築基準の指導等に要する経費並びに熊  
本地震関連として木造戸建て住宅に対する耐  
震診断士の派遣等に要する経費でございま  
す。

下から2段目の宅地開発対策費でございま  
すが、6,400万円余を計上しております。こ  
れは、宅地開発の指導等に要する経費並びに  
熊本地震関連として大規模盛り土造成地等の  
調査に要する経費でございます。

最下段のがけ地近接等危険住宅移転事業費  
でございですが、2,500万円を計上してあり  
ます。これは、熊本地震関連として、土砂災  
害危険住宅移転促進事業等に対する市町村補  
助に要する経費でございます。

次の42ページをお願いします。

1段目の市街地環境整備促進費でございま

すが、6,100万円余を計上しております。これは、民間建築物のアスベスト改修を促進するため、既存建築物に関するデータベースの整備等に要する経費でございます。

以上、建築課分としまして、最下段のとおり、13億7,300万円余を計上しております。

建築課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○井手営繕課長 営繕課でございます。

資料の43ページをお願いいたします。

4段目の営繕管理費ですが、4億4,300万円余を計上しております。これは、外壁や防水改修などの小規模な工事で、県有施設の保全改修等に要する経費でございます。

以上、営繕課分としまして、最下段のとおり、6億5,900万円余を計上しております。

営繕課は以上です。よろしく願いいたします。

○上妻住宅課長 住宅課でございます。

資料の45ページをお願いいたします。

1段目の住宅管理費でございますが、9億7,400万円余を計上しております。

主なものですが、3段目の公営住宅維持管理費としまして7億9,300万円余を計上しております。これは、県営住宅の維持管理に要する経費でございまして、指定管理者への委託料や市町村交付金などでございます。

次に、下から4段目の住宅建設費でございますが、88億8,400万円余を計上しております。

主なものですが、次の46ページをお願いいたします。

1段目の公営住宅ストック総合改善事業費といたしまして8億1,400万円余を計上しております。これは、県営住宅を有効活用するため、計画的な改修に要する経費でございます。

次に、3段目の高齢者向け優良賃貸住宅供

給促進事業費としまして2億400万円余を計上しております。これは、高齢者向け住宅に対する家賃や整備費補助に要する経費でございます。

今回、激甚災害の指定を受けた市町村へ民間事業者が建設するサービスつき高齢者向け住宅の立地を促進するため、熊本地震関連として20戸分を計上しております。

次に、4段目の住宅再建支援費といたしまして5,000万円を計上しております。これは、熊本地震で被災した住宅の再建等に係る既往債務残高の利子相当分の補助に要する経費でございます。

次に、5段目の災害公営住宅整備事業費といたしまして78億円を計上しております。これは、市町村からの受託により実施する災害公営住宅の整備に要する経費300戸分でございます。

以上、住宅課の平成29年度当初予算額は、最下段のとおり、98億5,900万円余を計上させていただきます。

住宅課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○山口裕委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

ただいまの執行部の説明について質疑はありませんか。

○坂田孝志委員 まず、先ほど、道路整備課長かな、おっしゃった、熊日さんも来ておられるんですが、熊日報道ですたいね、あの橋か。あのことは、国交省から県にはまだ正式にはないんですか。

○上野道路整備課長 道路整備課でございます。

今回の工事の工期については、国交省からの連絡はあっておりません。

○坂田孝志委員 なら、熊日さんの独自取材でされたのか、国交省がリークされたかわかりませんが、あれは代行工事なんでしょう。県が主体的にするものを国交省に、こういう大きな被害だから、そっちのほうでやってくれんかというお願いをしている工事でしょう。当然うちの負担金もあるわけでしょう。うちでは何でわからずして、そういう報道機関が先に報道するのか、ちょっと国交省との信義にもとるんじゃないの、ちょっと、どうなってるの。

○上野道路整備課長 道路整備課です。

今回の工事の内容につきましては、九州地方整備局のほうで、一般的な工事につきまして入札情報サービスということで、工事の公告とか入札の結果とか、そういうものが確定したときにホームページの中で公開されているものでございます。ということから、国のほうでは、その手続にのっとって入札の結果を公開されたということになっております。

○坂田孝志委員 熊日さんに聞くわけにいかぬがな。なら、あれだけ大きな活字で書いているということがですたい、それだけの確証を得たというかな、持って俺は書いたと思うんですよ。しかし、我々も何回もあそこに行った、あそこの現場に行くたびに、いつごろですかと。それは、阿蘇やあの付近の方々も一番関心を持ってること、いつごろでくつとだろうかなと、はややってもらいたいがなと。それを、きょうも、じゃあ確認したんですか。あなたが確認すれば、部長の総括説明でも、あなたが一番に言うべきですたい。どうなの、部長。

○手島土木部長 委員がおっしゃるように、開通時期については、知事からも国交省に何度も早く公表していただきたいということで

お願いしておりました。ただ、今回ののは、国として、やっぱりあくまであの橋ができるだけという公示情報だということで提供がなかったんだらうと思っとるところです。

今後は、我々としても非常に興味もありますし、県民の方も皆さん興味を持っておられますので、このような情報を、公示情報であっても、このようなものについてはしっかり県に提供してもらうように要請をしていくこととしております。

○坂田孝志委員 いや、だって、きょうは確認しましたか、確認は。

○手島土木部長 先ほど整備課長が申しましたように、公示情報として出てましたので、私どもも、インターネットできょう確認いたしました。出ておりました。そういう意味で、あの事実は少なくとも……（「2020年の秋です」と呼ぶ者あり）というのは書いてございました。

○坂田孝志委員 いや、じゃあホームページを見ただけなんですか。こういう報道があつとるが、国交省の担当官でも、砂防課どこでも、これはどういうことなんだろうかと、そういう問い合わせというかな、確認、それはされたんですかと聞きよつとですよ。

○上野道路整備課長 まだホームページで確認ただけでございまして、まだ国のほうには確認しておりません。

○坂田孝志委員 当然言うべきですよ。私は、前の件だけ、俵山ルートは年内に迂回路をさせます、国交大臣が記者会見で言いましたね。知事が言うべきでしょう、あれは大体、県道ですから。たまたま工事を代行させていただきただけであつて、そういう意味では、国交省も復旧、復興に一生懸命頑張っている、これ

はありがたいことですが、やっぱりものの順序を違えたらだめですよ。国交省にもっと言うべきですよ。何だ、勝手にこんなことがと。本当に県民が一番関心持ってることを、やっぱり国と県、市町村一体となって、この復旧、復興に努めなきゃならぬのに、勝手にそういうのをよそに出したりなんかしてほしい、それはあんまりこれを進める上でいいことじゃないと私は思うがな。協力関係がそこから崩れてしまう。今後、国交省に厳しく言うってください。よかですか。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

高森線ですが、用地の先行取得8億か、それと、きょうも新聞に出てましたね。熊日さんはよく見てますからね。モデル的に用地が可能なところをやっていると、これはもう大事な事業だから進めていかなきゃならぬ。しかし、一方では、また地権者のいろんな方々の反対の意見もあるようですが、ぜひこれは、復興のシンボルとして強力に進めていかなきゃならぬですよ。しかし、益城町のあれをただ単に高森線を27メートル広げるだけであそこの復興につながるのかどうか、これは町も当然考えることなんでしょうけれども、やっぱり県としても、この阪神・淡路や東日本大震災の復旧、復興を踏まえたその成果とか、いろんな教訓を踏まえる中で、どのようにして益城町ともかかわってやっていくのか、どういうふうに考えているか、これは都市整備というよりも、局長、松永さんあたりでどんなふうに考えておられますか。

○松永道路都市局長 今、益城町関係のことに関する御質問だと思いますけれども、これまで我が国、阪神・淡路、中越、東日本、いろんな被災があつてますけれども、益城の場合は、東日本とか阪神と異なって、住宅、いわゆる耐震基準に満たない住宅が残っている、非常にある意味で難しい。ただ一方で、冒頭、部長が挨拶しましたように、熊本城の

復興とともに、やっぱり益城町の復興というのは、熊本地震の復興のシンボルだというふうに思っております。

ただ、御承知のとおり、益城町には、従来からあんまり道路が整備されてなくて、木造密集市街地で、防災上の課題が多い市街地を形成してました。そういうことで、今からいわゆる安全、安心なまちづくりをやっていく、具体的には避難路、避難場所をきちっと整備した市街地を構築していく必要があるんですけれども、そのときに、少し考えますと、3点ほどキーワードがあるのかなと思っています。

まず第1点が、やっぱり時間。これはやっぱりもう2,000戸以上の公費解体が進んでますし、再建も始まっています。これにどう行政のインフラ整備を間に合わせていくのか、時間的制約の中での必要があると思います。これが第1点。

第2点が、やっぱり財源。やはり復旧については相当国の支援がありますので、負担は少ないんですけれども、復興になりますと膨大な費用がかかってまいります。例えば、役場の再建が決まった木山地区あたりは、やっぱり面的な整備が必要でしょうけれども、市街地には市街化区域全て約400ヘクタールありますので、それをやるのは、はっきり言って困難です。そういったことで、1つは、やっぱり財源の確保、具体的には国庫補助の補助率のかさ上げであるとか交付税措置の拡充、このあたりは県議会の皆さん方とも御検討いただきながらやっていかなきゃいけない。一方で、財源は限られてますので、やっぱり事業の取捨選択をきちっとやっていかなければいけない。例えば、やっぱり都市計画上の規制誘導、そういった方策をあわせて考えていかなければいけない。その2点目が財源。

3点目が、やっぱり連携、分担ということになるかなと思っています。やっぱり益城町だ

けでは財政的にも組織的にもどうしても復興は困難だと思われま。そういったときに県と町がどう連携、分担してやっていくのか、これが大きい。もう一点は、行政によるインフラ整備だけでは町は復興しません。やはり事業所であるとか、病院であるとか、そういった民間の方の再建、民需、これと連携をしながら町並みをつくっていく、再建していくということが必要じゃないかと思ひます。

以上3点がポイントになるのかなと思ひていますがけれども、いずれにしても、今回の大震災を受けた我々世代というのは、やはり子孫にきちんとした遺産、インフラの遺産というものを残していかなければいけないという責務があると思ひますので、その思ひを持ってやっていく必要があるのかなと思ひております。

以上です。

○坂田孝志委員 今局長から、時間、財源、あるいは連携、あるいはまた民需とか、そういう、確かに大事でしょうね。どっちかと言えば、精神論じゃないけど、何かそんなことですね。まあ、そういう連携しながらやっていかなきゃならぬと思ひますが、具体的なこととして私は思ひますのに、やはり大きな道路が通りますので、面的整備ですよ、1本の線だけじゃなくて、両側も後ろも。そのためには、やっぱり宅地の確保と思ひますよ。どうしてもあの布田川と木山川と、もういっちょこっち、秋津川と布田川の間にああいう大きな揺れがあったから、もう遠くには行きたくないが、益城に残りたいと。しかし、そこからどっかとなった場合、やっぱり宅地の用地の確保を、まあ、町でも県でも一緒になって——幸いにといいますか、皆さん方のOBの向井さんがあそこに行かれて、いろいろ連携もうまくとれるんじゃないかなと、こう思ひておひまして、そのためには、やっぱり農地との問題もありますよね。農振の間

題、そういうところを早く除外して、そこに宅地があるとするなら、やっぱり道路にかかわるところを、あるいは後ろのところですね、秋津川との問題のところ、そちらに移転したりする。すると、ある程度進み方も早くなるんじゃないのかなと、住民の方々も安心されるんじゃないかなと、こう思ひますよ。区画整理は町になりますですかね。だから、大いに、おっしゃられたように、この連携を、県、国、町、連携を深めていただいて、やっぱり住民の方々も安心されるような、そしてやってよかったぞと思ひえるようなまちづくりに努めていただきたいなと、そういう思ひでございますので、松永さんも卒業されますが、いろんな大所高所からまた御指導いただければなと、こう思ひております。どうも、よろしくおひします。

以上です。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 今、坂田委員のほうからお話がありました4車線化の問題で、今御指摘があった点は非常に私も大事な点だというふうに思ひております。従来から私も申し上げているとおり、この4車線化、私は反対前提でお話しているわけでは決してないということなんですが、ただ、今現在、やはり4車線化に対する不安、懸念が依然としてくすぶっているということは事実だと思ひますね。これは、例えば都市計画審議会での承認とか認可というような事態があったからといって、解消されているわけではないというふうに思ひます。

私は、非常に大きく住民の皆さんが不安に思ひている点というのは、もともと県道高森線というのは、益城の中心部を通る非常に生活に密着したメインストリートなんですよ。それが27メートルの道路によって南北に

分断されるんじゃないかと、子供の通学、高齢者の横断、大丈夫かというような懸念が1つあると思うんです。

もう一つは、活断層の問題ですよ。国土交通省が、要するに、県道の真下を活断層が通っているということになると、これから仮に道路が整備されたときに、果たして店なんかが進出するのかと、そういう活断層が下を通っているということが明らかになったときにですね。もちろん、道路については耐震工事なんかを配慮して進めるというような御説明聞いておりますけれども、肝心のまちづくりというような点では、非常にやっぱり心配する点が、懸念が残るといふふうに思うんですね。

だから、先ほど坂田委員がおっしゃったとおりに、道路についてはもう決定したと、ただ、やっぱりそれで県としても責任が終わるわけでは決してなくて、やっぱり益城町の町民の人たちにとって本当に暮らしやすいまちづくりはどうするのかと。じゃあ今まで高森線を中心にまちづくりがつけられてきていた、その中心市街地のあり方はどうするのかというようなことが、これは、町と一緒に、県も住民の皆さんの願いに寄り添って進めていくことが非常に大事ではないかというふうに思っておりますので、その点はぜひ、先ほど3点についてお話がありましたですけれども、やっぱり住民の皆さんの不安、懸念にどう寄り添って、そしてまちづくりを進めていくのかという観点を、ぜひ大いに重視して位置づけていただきたいというふうに思っています。

○山口裕委員長 答弁は要りませんか。

○山本伸裕委員 まあ、何かありましたらお願いします。

○宮部都市計画課長 都市計画課でございま

す。

今、委員の御指摘のとおり、やはり住民の方々の不安というのは、やはりお持ちになっている方もおられると思います。それで、私どもとしましては、山口委員長からの御指導もありましたが、実は、2月21日に、まず1点目としましては、相談窓口というのを開設いたしました。火曜日と木曜日の13時から19時までの間、県の職員、都市計画課と用地対策課のほうで1名ずつ、それと町のほうから2名、合計4名でそこにスタンバイしておりまして、住民の方々に益城町の中央公民館のほうにおいでいただき、御相談を受けるという形をとっております。実は本日も1時からやるんですが、9日までの間で計6回開いております、合計で約50名ほど御相談にお見えになってきていただいております。やはり多くの話は、やっぱり事業スケジュール、今後どうやってされていくのか、また、買収幅がどのくらいなるのかというような、やはり個別の御相談等が多くあっています。また、ほかには、補償内容や代替地の希望とか、いろいろ具現化されたようなことの相談を今受けているところでございます。

その相談を受ける中で、やはりフェース・トゥ・フェースでお話をすることによって、大分その方の不安は払拭されているのではないのかなというふうに私どもは思っているところでございます。それが1点目。

それと2点目が、実は町のほうから申し入れがありまして、町、それと議会、それと商工会等の関係団体、あとは区長さんとかも入れたところでの、この益城中央線の推進協議会と言われるものを現在設置していこうということで今動かしております。

このように、いろんな点で、町のほうも議会のほうも今県と一体となって、この事業を進めていこうという形をとらせていただいているところでございます。

あと、1点目の分断された4車線になるこ

とで、27メートルになることで、北と南のほうの地域が分断されるのじゃないかというのは、地元の説明会のときにもいろんな意見はいただいております。それに対しましては、やはり昔の10メートルに比べれば、やっぱり27メートルという倍以上になりますので、その地域の分断をいかにとどめていくということ、ちょっと語弊がありますが、できるだけ地元が分断できないような策はないかということは、県警も含めて一緒になって、地元の方も含めて、いろいろと考えていかなければいけないかなというふうには思っています。これに関しては、今から進めていく計画等の中にもいろいろと反映させていきたいなと思っています。

あと、活断層につきましては、国のほうから中間報告が出ておまして、その報告をもとに、先ほど委員がおっしゃられたとおり、構造物に関しては、その辺は対応できる、ただ、家屋の平屋等については支障ないというふうな御意見もいただいておりますし、くいを打つ分につきましては、やはりその部分は避けていったほうが望ましいというような御意見もいただいておりますし、この間、中間報告も含めて、国のほうからも地元に向けて説明会がされているようですので、そういうふうに地元の方に対して丁寧に御説明をさせていただきたいと、今後も思っております。

以上でございます。

○山本伸裕委員 今、活断層の問題、お話がありましたですけども、先ほどもちょっと発言したとおり、やっぱり活断層が真下に走っているということになったら、店が果たして出店してくるのかという懸念は当然出てきますし、今までは高森線が中心となって町が生活に密着したメインストリートがそこに存在していたと。じゃあ、その店への出店の懸念もありますけれども、そこに再び中心的な機能を、例えば、役場であるとか、町の施設で

あるとか、病院であるとか、あるいはもう住宅地がそこに張りつくようなことになるのか、やっぱり町のあり方とこの断層の問題、すごく不可分というか、やっぱり避けて通れない心配ごととして出てこざるを得ないんですよね。だから、先ほど坂田委員おっしゃいましたですけども、やっぱりその住宅地の問題、将来の町のあり方、これは本当住民の皆さんと一緒に、県も益城町と一緒に知恵を絞って、そしてやっぱり情報交換しながら、情報提供しながらやっていくことが大事じゃないかなというふうに思っています。

○坂田孝志委員 さっきの報道の件ですけども、これはやっぱり知事が会見なり、あるいは議会のそういう場で、阿蘇大橋ですよ、しっかり言うべきですよ。知事はやっぱり舞台をつくるべきですよ。そこで同じことを言うたら、二番煎じか後塵を拝することになりますから、今度は、供用開始が未定でしょう。まず、国交省としっかり連携をとってもらって、知事が今度言わすときは、供用開始はいつごろだと、そこまで言えるようにですね、はい。そういう工夫でやってもらいたいと思いますね。要望ですけども、そういうことを考えてください。それでないと、それは知事もおもしろくないですよ。

以上です。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

○中村亮彦委員 資料のことについて質問したいと思うんですけども、復旧、復興をする中で、非常に加速化する中において、人手不足というようなことが最近よく注目されるんですけども、特にこの熊本においては、もう有効求人倍率をお隣の福岡県を超えているというような状況で、非常にいいことなんですけど、これは裏を返せば人手不足と。これ

は建設業においても当てはまるだろうというふうに思うんです。

それだけが結構注目されるんですけども、この前の委員会の中で、復興係数、それから土木工事に関する歩掛かりの見直し、それから、後で説明があるかと思いますがけれども、この下請企業の表彰制度とか、いろんなことに取り組んでいただいておりますけれども、不調、不落の原因にもこれはなることなんですが、材料費の高騰ということも今現在あつとるというふうに思うわけです。

そうなりますと、もちろん建設業ですから、材料があつて、それを使って、人を使って仕事をして、物をつくり上げるというふうなことでありますから、特に入札前、入札を執行する前の段階において、積算の業務というのは非常に大事なことであり、また、シビアにしっかりと行っていただかなければならない状況の中にあつて、7ページなんですけれども、土木技術管理課でしょうか。建設単価調査費を含む全ての項目において全部マイナスになっているんですけれども、これを御説明いただきたいんですが。

○緒方土木技術管理課長 この中で、特に土木行政情報システムというのが1,600万ということで減額されているわけなんですけれども、これは、土木行政システムの中の土木の積算システム、それから工事の進行管理システムというのがございますけれども、今年度までは、土木部独自で管理運用をしておりました。それぞれに維持管理費がかかるということでございましたので、これは県全体で持っているシステムがございますので、そちらのシステムのほうに統合することにいたしました。このことによって維持管理を削減することができますし、また、さらに、セキュリティー、それが向上いたします。それに処理能力がアップするということができることとなります。こういうことによって、工事の執

行のプロセスというか、その効率化、それから効果的な執行とコスト削減を今後とも図っていきたいと考えております。

○中村亮彦委員 システムの能力が上がるから経費が削減できるということですね。これはもう非常にいいことだと思いますので、心配だったから聞いたんですけれども、材料費も、今度宅地被害の復旧、これが始まってまいります。そうなりますと、地震があつた直後にも、私、ちょっとこういう懸念があるんじゃないかということで、この委員会ですつたことがあるかと思うんですが、土どめ材料、これは非常に——コンクリートブロック、それから間知ブロック、2次製品で言うと、プレキャストウオールなんかもそうですけれども、非常にこの辺がこれから需要が高まってくるだろうというふうに思います。

地震がある前だと、例えば、石油が上がればセメントが上がる、セメントが上がれば生コンが上がる、生コンが上がれば2次製品が上がる、これはもう当たり前の話でありますけれども、ただ、今回に関しては、物資や工場の生産能力、これが非常に不足して、それが原因でこのような高騰を招いているんだというふうに思います。ただ、人もそうですけれども、材料費と特に密接な関係がありますので、積算には非常に——今の御説明でいきますと、本当に能力が上がったということだから、これはよきことだから、しっかりとその積算にも適宜に、タイムリーに対応していただきたいと思います。

以上でございます。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

○西山宗孝委員 2点ほど質問いたします。

さっき益城の高森線の話がありましたけれども、急速な都市計画決定であるとか事業認

可ということで、緊急性が高いということで、執行部も大変な事業に今から取り組まれると思うんですが、先ほど松永局長のほうからお話ある中で、民間の活用というお話がありました。もちろん、構造的な断層とかいうことはもう根幹にかかわることでもありますので、それをしっかり押さえつつも、地域のまちづくりの将来像であるとか、そういったことを前提として、この本格的な合意形成がこれからであろうと思うんですよね。そういったことに対して、今後の大方の流れといたしますか、これからは、一番、初動期でもありますし、大事なときだろうと思うんですよね。そのあたりがしっかり熟知していかないと、幅が狭らであるとか、移転がどうかとか、あるいは施設を持ってこようとかいうことに対しても非常に難しい。そして、県と市、もちろん国もかかわってくると思うんですが、その中で民の、単なる技術者とか事業者だけではなくて、まちづくりに関するそういった方々の参画も非常にウエートが大きいのではないかなと思うんですが、どのようなお考えなのか、そのあたりをお聞かせいただければと思うんですけれども。

○宮部都市計画課長 まず、合意形成の件につきましては、3月10日に事業認可がとれましたので、今年度、2月補正をいただいておりますので、それで測量、設計等に着手しております。今後、合意形成をとるための意向調査と言われるものを今からスタートしていきます。といいますのが、今回の事業に関しては、やはりその場所でこのまま継続して営業をしたいと言われる方々もおりますので、そういう方がおられるのか、それとも、もう自分は沿道じゃなくて、どこか、益城町のどこかに引っ込んでもいいよというような形の方もおられるようですので、そういう方々の、沿道の方々の意向調査というのをまず今からしていこうと考えております。

その中で、ある一定の部分で、残られる方々がおられれば、そこに関しては、これも先ほど坂田委員のほうからちょっとありましたが、モデル地区という御発言もちょっとありましたが、それについてもちょっと触れさせていただきますが、まず意向調査をして、その中から地元に残りたい方、それと、自分を出ていってもいいよという方々が、ある一定の区間おられましたら、その区間をまず選定しまして、単なる追い出しというか、直買方式じゃなくて、沿道整備街路事業という事業名があります。そういうような、残留をする方、出ていく方々を、いろいろ権利者の意向に沿った事業がありますので、そういうのもちょっと導入していきたい。そういうところをまずモデルとして設定をしまして、そこから鋭意取り組んでいきたいというふうに考えております。

ですので、まずは合意形成というところに注力していきたいというふうに思っております。

2点目の民間の導入といいますか、ということにつきましては、やはりまずは、我々行政側と地元におられる方々との対話形式でやっていきたいと思っておりますが、その中で、やはり民間の方々の英知と言われるものが必要であれば、その辺については今後検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○松永道路都市局長 少し補足しますと、西山委員の御質問——東京でもそうですけれども、周辺の全体のまちづくりに関する官民の連携というか、民活、それも含めた、今後どういうふうな形で連携していくかという——今町のほうで一部報道されていますけれども、今から市街化区域、全体400ヘクタール、その中の被災市街地復興推進地域ということで建築制限を約1年かけて、この地区を大体12から13ぐらいの地区に分けて、それぞ

れでまちづくり協議会というものを立ち上げて、住民の方とか、あと、行政、それにあわせて、やっぱり専門のコンサルタント、都市計画関係であるとか建築関係、そういう方、あとは、もう熊本大学も地元ラボという形でつくっていますので、そういう大学関係者もあわせて、皆さんで話し合いながら、どうやって安全な町をつくっていくのか、そういったものを議論して、この1年で方向性、地区ごとに方向性をつくっていく、その中で、行政と民間、住民の方の分担を決めて、皆さんでつくっていくという方向性をやっていくことにしていますので、その中で連携していくことになるのかなと思っています。

一応補足させていただきました。

○西山宗孝委員 一番大事なこの初動期になると思います。ぜひともよろしく願いしておきたいと思います。

もう1つよろしいですか。

○山口裕委員長 どうぞ。

○西山宗孝委員 この町にかかわらず、いろんな地域で、崖崩れであるとか、地すべりであるとか、そういった多くの事業ができて、非常に市町村助かっていると思うんですが、その中で、最近採択されたというふうに話を聞いている災害関連の地域防災崖崩れ事業について、私も非常に、ほかの委員さんもそうだと思うんで期待しておりましたけれども、最近具体的な採択になってきたということで、事業の内容と現状、それから今後についても、もしお聞かせいただければと思います。

○原田砂防課長 災害関連地域防災崖崩れ対策事業、まず、内容についてですけども、これにつきましては、事業主体は市町村となります。崖高が3メートル以上の、通常であ

れば自然斜面が対象なんですけど、今回熊本地震においては、人工斜面、いわゆる擁壁等の人工斜面についても対象となる特例措置が設けられております。

次に、採択状況なんですけれども、先週3月8日に、残っていましたが30数カ所が採択となりまして、全申請箇所277カ所全てが現在採択済みとなりました。

今後の進め方ですけども、先ほど申しましたように、事業主体は市町村ではございますけれども、県としましても、技術面での支援等を行いまして、住民の方々の一日も早い復興につながるよう進めていきたいと考えております。

○西山宗孝委員 被災されておりました地域からの課題ではありましたが、大変ありがたいと思います。技術的なことが非常に、県と比べますと、市町村のほうが弱いところもありますので、ぜひとも、市民に直結した事業でもありますので、引き続き御指導いただければと思います。よろしく願いしておきたいと思います。

以上です。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松村秀逸委員 済みません。幾つかあったんですが、坂田委員ほかからもありましたので、阿蘇大橋の件は、20年に完成予定としてあるんですけども、私の希望といえば、ぜひ今後交渉していただきたいんですけども、誰もが一日も早くという希望をお持ちだろうと思います。2019年にラグビーワールドカップとかハンドボールございますけれども、こういう中にできるだけ、観光客も来られると思いますので、できるだけそこに間に合えば一番理想だと思います。ただ、長陽大橋、これが完成するから、これが通れるよう

になりますので、ある程度は観光客を呼び込むことができると思います。

それと、今、坂田委員がおっしゃったように、やはりできれば、こちらから逆に、新聞が先に報道する前に察知して、いつでしょうかというぐらいこちらからしていただくと、なおいいと思いますので、今後は、私も同じような思いを持っておりますので、早目に国交省、それと地元町村との連携をとっていただきたいという要望です。

それともう一つは、まちづくりについての、今、益城町の進め方をお話聞かしまして、大分安心したんですが、モデル地区をつくって進めていくということで、やはり基本は生活道路のインフラ整備、これは道路を一つの大きいをつくらないと、地区計画をするにしても都市計画をやりにくいと思うんですね。やはり地域地域で、先ほど13地区ですか、何か分けてされるということですので、まず、1つやりやすいところをつくっていただくなら、それを地域の人が見ると安心して、皆さんがそれにしていただく。ただ、それをするのも、あんまり時間がたちますと、やはり地区の住民の人が、人口が、東北あたり聞きますと、もう帰ってこないという人がふえてきておりますので、できるだけスピーディーにやっていただきたいというのをお願いしたいと思います。

もう一つは、こちらの資料の27、河川のほうです。災害関係でちょっとお尋ねします。

27ページ、それと28ページで白川の掘削事業について、大体、今、吉原橋あたりが改修をしていただいて、つけかえができましたので、あの周辺が数年前に水害に遭ったわけですが、この下の流れのほう、流れといいますか、水の流れをよくするための掘削事業をされるんでしょう。河川改修、27ページの下から2段目、これはどの辺をどういう形でされるのか、よかったらお聞きしたいと思います。

○村上河川課長 27ページ、下から2段目の河川掘削事業費7億6,800万円余を計上させていただきます。先ほど説明しましたように、熊本地震関連として、昨年度に上乘せして2億2,000万ほど増額して対応することとしております。

これは、いわゆる維持的な掘削事業になりまして、阿蘇地域で地震と豪雨によって斜面の崩壊が多数発生しております。それが今もってまだ土砂が流れてきている状況です。今一番多くたまっているところが、大津とか菊陽町の区間に多く土砂がたまっておりまして、今でもまだ掘削事業を続けているところです。

部分的には熊本市校区、先ほど言われました吉原橋とかああいうところにも土砂が流れ着いている部分もあります。そういうものは、基本的には、吉原というのが弓削のところですね、ああいうところは今から別の事業、激特事業、28ページの真ん中付近の激特事業で掘削にも入っていきますので、それは別の事業としてまた掘削もやっていくところでございますけれども、この27ページの下から2段目の事業というのは、基本的には大津一菊陽区間の流れ込んでくる土砂を維持的にとる事業でございます。

○松村秀逸委員 本当に地震の後、それが第一優先なんですけれども、ただ、水害もまた6月になりますと、こういう豪雨時期になって、極端な、今は想像できないような雨が降りますので、やはりまた同じような水害が出るといけないので、できるだけ、恐らく28ページの部分ですか、陳内4丁目あたりとおっしゃった部分、これを、下のほうの河川の改修のほうをよろしく願います。予算化してありますが、いつごろこれが終わるんだろうかというのを1つお尋ねしておきたいんですが。

○村上河川課長 この28ページの河川激甚災害対策特別緊急事業は、平成24年7月の九州北部豪雨により熊本広域大水害を受けまして、緊急に河川改修を促進させるということで採択をいただいた事業でございます。

この事業の趣旨からしますと、緊急的な対応ですから、おおむね5年間という対応が求められておりまして、今国との協議によりまして、大体来年度、平成29年度を最終年度にしようということで協議をしているところでございます。

ただ、事業自体は、事業費の繰り越しとかいろいろありまして、全体が完成するのは平成30年ごろになるのかなというところで、ちょっとまだ現地の進捗を勘案しながら進めていきたいと思っております。

○松村秀逸委員 ありがとうございます。

地震の復旧、復興が一番ですけれども、これもまた災害があったら大変だと思います。立野ダムのほうも、その予防のために進められておるとお思いますので、せんだって視察をさせていただきまして、そういう今後の災害予防というのは非常に大事でございますので、ぜひよろしくお願ひします。

以上でございます。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

○田代国広副委員長 ここにアートポリスという文字が載っていますが、失礼かと思えますけれども、アートポリスがまだ続いていること知らなかったんですね。申しわけないんですけれども、この地震で初めてこれを知ったんですよ。実は、御承知のように、私の大津町も100戸前後の仮設住宅、「みんなの家」が当然これが関連しまして、その「みんなの家」をこのアートポリスという部署が担

当しとると知りまして、ああ、まだあったんだと。御承知のように、アートポリスは、細川県政の主たる柱の一つだったわけですから、あれからかなりの時間がたったんですけども、こうして現存して、それがあつたがゆえに、やはり今回の場合は、非常にお役に立つんじゃないかなと、そういった期待もいたしておるわけでございますが、このようなアートポリスだったんですけども、今回の災害公営住宅についてこのアートポリスがあって、取り組んでいただくわけですが、昨年、私たちは管外視察で兵庫県の芦屋市若宮地区というところに視察に行ったんですけども、非常に斬新というか、画一的な既存の公営住宅とはまた違った形の住宅の——非常に関心を持って見てきたんですけども、そういった先進的な事例等々を踏まえた上でこのこういった本県の災害公営住宅建設になるのか、いずれにいたしましても、アートポリスという一つの大きな県がこれまで培ってきた大事な柱の一つですから、それに取り組む担当部署の意気込みをまず聞いてみたいと思ひますが、それとあわせて、ここにありますように、シンポジウム開かれていますね、そういったのはどういった形で生かされていくのかを含めてお答えいただければと思ひしております。

○山口裕委員長 今のは住宅と建築と何かまじってますけれども、田邊建築住宅局長。

○田邊建築住宅局長 今の委員のほうからアートポリスがまだ続いているのということをお聞きして、私どものアートポリスに関するPR不足というのを痛感したところでございます。県議でさえそういったことでございますので、県民の方々には、きっとまだ続いているということをなかなか十分御理解いただけない面もあると思ひますので、今回の仮設住宅の取り組み、あるいは災害公営住宅の

取り組みなどを通じて、さらにアートポリスについては周知をしてみたいというふうに思っているところでございます。

先ほど仮設住宅の整備で「みんなの家」というのをアートポリスで取り組むということをおっしゃっていただきましたけれども、実は今回、発災直後から、アートポリスコミッショナーの伊東豊雄さん、それから桂アドバイザーなどがすぐに助言をしていただきまして、配置計画を工夫したり、それから御指摘の「みんなの家」の整備と、こういうことで東日本大震災やあるいは中越地震などではなし得なかった、ゆとりと温かさや触れ合いのある仮設住宅整備というものができたと、それが被災者の痛みの最小化ということにつながったのではないかとこのように思っているところでございます。

今度、災害公営住宅を整備するに当たっては、昨年末に災害公営住宅等整備指針というものを、これもアートポリスの伊東コミッショナーなどの助言を受けながら策定いたしました。これは、災害公営住宅が市町村が整備をするという整理をしておりますので、各市町村整備するに当たっても、安心、温かさ、触れ合いのある災害公営住宅づくりとなるようにということで定めたものでございます。

先ほどアートポリスシンポジウムのお話もなさっていただきましたけれども、3月9日に「仮設を超えて」というテーマでシンポジウムを開かせていただきました。その中で、さまざまな方からいろんな御意見がありました。私が一番印象強く思ったのは、その災害公営住宅整備に当たっても、そこに入居する方々の意見をいかにしっかり聞いていくか、「みんなの家」づくりの場合には、仮設住宅に被災者が入居した後に意見を聞くということができましたが、災害公営住宅の場合は、どういった方が入居するかとかというところでなかなか難しい面もありますけれども、工

夫をしながら被災者の方々の意見をお聞きしながら災害公営住宅の整備に市町村と連携して行いたいと思います。仮設住宅をつくる——こういった熊本モデルという形でできたのは、アートポリス30年の実りだというふうに思っております。それが、むしろ仮設住宅が終わってからが本番という思いを持ちまして、災害公営住宅づくりを進めてみたいと思います。

○田代国広副委員長 今からその災害公営住宅、アートポリスで取り組むわけで、そういった局長の心意気といいますか、思いは十分わかったわけでございます。

特に、住まわれる方といいますか、被災された方たち、そういった方々の思いと申しましょるか、考え方、そういったものを十分把握していただいて、寄り添った形での、せっかく公営住宅つくるわけですから、そこに住んでいただく方々にやっぱりある程度御納得いただけるような、満足いただけるような、そういった住宅になるように、さらなるアートポリスの本領を發揮してもらいたいと思います。よろしく願いしておきます。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

○原田砂防課長 砂防課でございます。

先ほどの災害関連地域防災崖崩れ対策事業の採択条件をちょっと一部修正させていただきましたんですが、まず、激甚災害指定になって、人家2戸以上、高さ5メートル以上の自然斜面、これが地域防災崖崩れ対策事業の採択になるわけですが、それが熊本地震によって特例として3メートル以上の人工斜面まで対象が拡大された。先ほど私、最初に3メートル以上の人工斜面と言ってしまったものですから、まず、2戸以上、5メートル以上、それが特例で3メートル以上の

人工斜面まで特例として認められたということで修正をお願いいたします。

○山口裕委員長 わかりました。

ほかに質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 土木部長から御説明があった被災宅地支援についてよろしいですか。

この県独自の基金による支援制度の実現は非常に積極的なことだというふうに思っております。

ただ、ちょっと悩ましい相談も出てきておまして、要するに、宅地復旧のためには、一般的に数百万とか1,000万とかお金がかかると。ただ、要するに、支援を受けるためには、領収証の添付が必要だと。ということは、手元にその修理費、復旧代を準備せないかぬ。支払って領収証を持っていかないかぬと。これは非常にやっぱり被災者からするならば、何とかならぬだろうかというような御意見なんです。せめて、例えば見積書であるとかあるいは請求書であるとか、そういうことでも申請できないだろうかと。もちろん、銀行の融資が受けられるというお話は聞いているんですけども、やっぱり手元に現金準備せないかぬというようなことは、非常にやっぱり被災者にとっては悩ましい問題なので、これは何とかならぬだろうかということでお尋ねしたいんですけども。

○清水建築課長 基金を活用しまして、宅地の支援事業については、建築課のほうで制度を検討しておりますので、お答えさせていただきますと思います。

今委員から御指摘がありました領収証というのは、金額を確定する意味ではやっぱり必要ではないかというふうに考えております。例えば、今お話があった請求書であるとか見積書等の金額については、最終的に領収証の金額と変わることになれば、補助金自

体の額が変わってしまうというような問題もありますので、これについてはやっぱりちょっと慎重に検討する必要があるかと思っております。

ただ、他県の例では、概算払いというのを、言うなら、100%金額が確定しなくても払っているという市町村の事例もございますので、補助主体となります県内の市町村につきましては、そのような情報について提供してまいりたいというふうに考えております。

○山本伸裕委員 やっぱり被災者の実情に寄り添った形が非常に求められると思います。だから、もちろん領収証の添付は、例えば、事後に提出を求めるとか、差し当たって請求書なりでも提出は認めるとか、そういったことはぜひ柔軟に対応していただきたいなど。ちょっとこれは一部損壊の義援金の問題でも別途要求したいと思っておりますので、それはそれでまたぜひ県に改善をお願いしたいと思えます。

以上です。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第33号、第38号から第40号まで及び第45号について、一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 一括採決に反対の議案はどの議案でしょうか。

○山本伸裕委員 第33号及び第40号については、挙手での採決をお願いします。

○山口裕委員長 それでは、一括採決に反対の表明がありました議案第33号外1件について、挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○山口裕委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第33号外1件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案第38号外2件については、一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 異議なしと認めます。よって、議案第38号外2件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第3に記載の事項について、閉会中も継続審査を行うことを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 それでは、そのように取り計らうことといたします。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告事項について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いいたします。

○緒方土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

報告事項の1をお願いいたします。

新年度から下請企業の表彰制度を始める予定でございますので、その制度の概要について御説明をいたします。

まず、下請企業の状況といたしまして、近年、公共投資が大幅に減少する中、土木一式工事の下請を行います土木一式工事の下位等級の企業やその他の業種の企業は、元請としての受注機会が少なくなっております。このため、優良な施工を行っても技術力が評価される機会が乏しく、社会的にも評価されにくいことから、品質を向上させる意欲につながりにくい状況にあると思っております。

また、品確法におきまして、公共工事の担い手の中長期的な育成、確保の取り組みを強化することが求められております。

このようなことから、目的の欄に記載のとおり、土木部発注の土木一式工事について、ほかの模範となる、特に優良な工事に貢献した下請企業を評価、表彰し、総合評価方式においてインセンティブを付与して、下請企業の社会的評価を高めたいと思っております。

このことにより、優良な下請企業が活用されるようになり、適正な元請、下請関係を構築するとともに、下請企業の意欲及び技術力の向上を図り、建設産業の振興に資することを目的としております。

裏面をごらんください。

次に、制度の概要について御説明いたします。

表彰の対象者は、土木一式工事部門で優良工事表彰を受けた企業から推薦された県内の下請企業です。ただし、等級の別がある業種については、元請より下位等級といたします。

なお、元請の業種を土木一式工事に限定いたしましたのは、建築一式やその他の業種は、土木一式と違ひまして、業種によって発注の件数の多い少ないはあると思えますけれども、受注機会としては差が少ないことから、下請表彰の対象ではなく、優良工事表彰の対象と考えております。

次に、表彰の対象から除外する企業といたしましては、土木一式工事のA1、A2の等

級、舗装のA等級の企業、前年度の工事成績が悪かった企業、指名停止等を受けた企業としております。

なお、下請企業として土木一式のA1、A2等級及び舗装のA等級を除外したのは、元請として受注する機会がございますので、優良工事表彰の対象と考えておるからでございます。

次に、表彰者数は、優良工事表彰を受賞した元請企業が実施した工事につきまして、下請企業2者以内としております。

被表彰者数は、土木部所管過去5年でいいますと、土木一式工事部門の優良表彰が平均8者ございましたので、年当たり16者程度を予定しております。

表彰者は、土木部長でございます。

また、優遇措置につきましては、おおむね2～3年後、下請表彰受賞者が増加し、元請としても選択肢がふえた後、総合評価方式において優良下請表彰を受賞した下請を使用する元請企業へ加点をいたします。このことにより、優良な下請企業が活用されるものと期待しております。

今後の予定でございますけれども、今後関係団体に説明を行い、来年度から実施する予定でございます。

表彰時期につきましては、優良工事表彰後の秋ごろを予定しております。

以上で下請表彰制度についての説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○丸尾下水環境課長 下水環境課でございます。

報告事項2、くまもと生活排水処理構想の改訂(案)について御報告いたします。

この構想は、公共水域の水質保全、快適な暮らし向上に向けた生活排水処理のマスタープランでございまして、平成9年度の第1期構想からおおむね5年置きに改定を重ね、今

回が第4期目の構想となります。

なお、従来構想の計画期間は10年といたしておりましたが、今回構想は20年の計画期間といたしております。

第1期構想スタート時の汚水処理人口普及率50%であったものが、平成27年末時点で85%に達し、また、河川の環境基準が100%達成、下水汚泥の利活用率が99%に向上するなどの成果が出ています。このことは、これまでの構想で、下水道の未普及対策、合併浄化槽の整備促進等に取り組んできた結果です。

今後は、人口減少や施設の改築更新費用の増加などを踏まえ、効率的な未普及対策による早期概成や持続可能な運営管理がより求められます。また、熊本地震を踏まえ、施設の耐震化やBCP計画の見直しも必要となりました。そこで、今回の構想では、これらの課題に取り組むために、4つの方針と4つの計画を策定いたしました。

1つ目の方針は、汚水処理施設の早期概成です。この方針に基づく未普及対策整備計画では、平成37年度に汚水処理施設が概成できるように、汚水処理人口普及率94%を目標に施設整備を行ってまいります。具体には、下水道や浄化槽などの整備手法の見直しや低コスト技術による効率的な整備を行います。

2つ目からが、今構想から新たな方針として掲げたものでございます。持続可能な運営管理です。この方針に基づく長期運営管理計画では、下水処理場や集落排水処理場などの統廃合や下水道経営の見える化として、公営企業会計への移行を促進し、効率的な運営管理を目指します。

3つ目の方針が、汚泥の利活用です。この方針に基づく汚泥利活用計画では、下水処理場で発生する汚泥を資源としてエネルギーに利用することや、コンポスト化して農業利用などを進めていきます。

4つ目の方針が、防災減災対策の推進です。この方針に基づく防災減災計画では、耐

震化を鋭意推進するとともに、熊本地震から見てきた課題を生かして、BCP計画の見直しやマンホールトイレの整備などに取り組んでまいります。

以上が構想の内容でございます。

現在パブリックコメントを済ませているところで、本日の委員会報告を踏まえて、3月末に策定の予定としております。

その後は、構想の周知に努め、県民の皆様、市町村とともに、生活排水対策をさらに進めてまいります。

報告は以上でございます。

○村上河川課長 河川課でございます。

報告事項3、川辺川ダムに関する最近の状況について御報告いたします。

第6回球磨川治水対策協議会が12月26日に開催されましたので、その概要について御説明いたします。

会議の概要は、中ほどの太線枠内に記載しておりますが、9つの治水対策案の取りまとめとパブリックコメントについて意見交換を行いました。

会議では、9つの治水対策をそれぞれ単独で実施しても、目標とする昭和40年7月洪水と同規模の洪水に対応することはできないとの認識を改めて共有し、市町村から、引き堤などの治水対策による地域への影響に対する懸念などの意見が出されました。

また、パブリックコメントについては、9つの治水対策案の検討方針などに関する意見と、ほかに有効な対策案がないかという意見を、平成29年1月から1カ月間募集することとなりました。

会議中に発言された市町村の主な意見は、下段の表に記載しております。

八代市などからは、放水路の放流先に係る水位上昇などへの懸念、人吉市からは、引き堤や堤防かさ上げの景観に係る懸念、錦町などからは、遊水地による優良農地消滅への懸

念、湯前町などからは、市房ダム再開発に対する住民理解が得られないことへの懸念等の意見がありました。

次に、裏面をお願いいたします。

パブリックコメントについてですが、1月6日から2月6日まで、球磨川流域の市町村在住者を中心に、広く意見を募集しました。現在、提出された意見を取りまとめているところです。

最後に、今後の進め方については、パブリックコメントの結果を取りまとめ、次年度以降、複数の対策の組み合わせ案について検討を進めていく予定となっております。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○山口裕委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、報告に対する質疑を受けたいと思います。

何か質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 川辺川ダムに関する問題についてお尋ねします。

九地整が出されたパブリックコメントを私も取り寄せたんですけども、物すごく分厚い資料ですね。それで、この中で、中期的に必要な治水安全度を確保するための治水対策を検討していると。中期的に必要な治水安全度とは何かということと言うと、戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月の水害と同規模の水害だというふうになっているわけですね。

それで、実際に昭和40年7月洪水と同規模の洪水を対象とした場合に、流下能力がどの程度不足するかということとその参考資料の中に出ているわけですね。それを見て、非常に私驚いたんですけども、球磨村の渡あたりですかね、そこら辺で20%とか不足するということが出ておりますけれども、中心問題は人吉市街地ですよ。人吉市街地が30%から

40%。それともう一つは、県管理区間の川辺川流域なんですよ、これが40%以上ということで、ほぼ川辺川流域については40%以上流下能力が不足ということで出ているんですね。これを見て、私は非常にちょっとびっくりしたんですよ。蒲島知事がダムによらない治水を究極まで探求すると言われて、その県管理区間の川辺川が一番流下能力という点では整備がおくれているんじゃないかと、この説明資料を見ると、そう受け取らざるを得ない。これは、やっぱり県管理区間の責任として、この河川改修、必要な地点において、水害常襲地帯の河川改修であるとかそういうものは、もうどんどん急ぐべきじゃないかというふうに思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

○村上河川課長 川辺川流域の流下能力が40%以上不足しているということについての御質問でございますけれども、確かに、川辺川流域、その資料で見ますと低くございます。これは、40年の雨が極端に川辺川筋に多く降ったということにも起因しておりますけれども、実際、近年でも、たびたび川辺川で氾濫による浸水被害が発生しているところでございます。

そこで、私たち県としましては、村と協議を行いながら、必要な場所に堆積した土砂の掘削を毎年続けているところでございます。この掘削によりまして、大分、大分というか、少しは流下能力がアップすることから、地元からは感謝の声も今聞かれているところでございます。

委員御質問のように、もっと早急な治水対策というか、河川改修をすべきではないかという御意見でございますけれども、河川の場合は、下流から改修を行うということが原則でございます。また、先ほどの御質問の中にもありましたように、球磨村あるいはその上流にあります人吉市の部分の流下能力が不

足している部分があります。そのような中で、上流にあります川辺川の改修を進めることは、下流を相対的にもっと危険な状態にすることにつながってまいりますので、そこは今、国とも協議をしながら、どの程度のことができるかというのを検討を進めているところでございます。

以上です。

○山本伸裕委員 先日、実は私、河川課の方に案内していただいて、川辺川筋を見に行っただんですけども、平成8年だったか9年だったか水害がありまして、実際、それ以降は水害被害というのは見られてないと。だから、県の掘削だとか川さらいということには感謝の声が出ているというような話も伺いました。やっぱり実際に、具体的にそんな川下に影響を与えるような河川改修でなくても、ちょっと問題箇所の堤防かさ上げであるとかそういったことは、あるいは川の掘削をより強化していくだとか、そういうことはやれるし、この平成8年、9年の水害から考えるならば、それから水害は出てないわけですから、15分の1ぐらいの河川改修は達成できるんじゃないかなというふうに思っているんですよ。

私、非常に危惧しているのは、このパブリックコメントの中で、この川辺川筋の河川改修についての案が出ているんだけど、川幅で最大で440メートルと。440メートルですよ。そうすると、掘削で最大深さが10メートルと。10メートル掘ると。堤防では、もう最大で3.4メートルと。本当、これは川辺川が変わりますよ、こんな対策をやるならば。もう住民の皆さんから本当に親しまれてきた、子供が遊べる、そういう川辺川でなくなりましますよ、こういう治水対策がやられるならば。やっぱり本当に住民の皆さんが望んでいる河川改修というものを考えるならば、やっぱりこういうこの昭和40年水害先にありきの治水

対策というようなことではなくて、現実に危険な箇所を改修するというようなことで対応していくべきじゃないかと。そのためには、やっぱり河川改修計画を立てて、当面、やっぱり15分の1なり、そういうところでの整備目標を立ててやっていくというようなことが必要じゃないかと思うんですけども。

○村上河川課長 まず、その川幅とか高さの話からいきますと、先ほど御説明しましたように、昭和40年7月の雨というのが、非常に川辺川筋に多くの降水量があったということから、物すごい流量を流す必要性があるということでございます。

ですから——200メートルだったと思います。（山本伸裕委員「最大で440」と呼ぶ）川幅をそれだけ広げなければならないという、今単純に、それぞれの案、それぞれの場所にに応じて、単に引き堤をするだけとか、単に堤防かさ上げをするだけというところを試みの計算をやっているところでございます、これで成案とか、そういうものになるものではなく、まだ協議会の議論の材料として出している数字でございます。

委員御指摘のとおり、少しずつやっていけばいいじゃないかというところで、私たちもできる範囲のことはやっております、先ほどの掘削とかですね。ただ、そういうものは、先ほど言いましたように、少しの効果は高まるものの、大きく効果を上げるものではないものですから、その40%不足するという部分が極端に変わることはないということでございます。

ただ、先ほど委員がおっしゃいましたのは、一番最近で大きかったのは、平成17年の雨だったと思いますけれども、その後も、平成20年あるいは平成24年の九州北部豪雨のときでも、数件の浸水被害が発生しております、私たちも一生懸命その後も引き続きやってはいつているものの、なかなか全体をおさ

めるまではいかないと。

最後におっしゃいました河川整備計画を早くつくって改修を進めろという御意見ですけども、今、協議会、球磨川治水対策協議会、これをつくった目的の中に、この協議会の議論を踏まえた後に、河川整備計画をつくるということが明記されております。ですから、今のところは、まずは、私たちは、国、県、流域の市町村で一生懸命この治水対策協議会を進めているところでございます。

以上です。

○山本伸裕委員 やっぱり国交省のこの流下能力40%向上という議論の俎上の中で川辺川を論じること自体は、私は非常によくないと思っております。だから、やっぱり住民の皆さんがずっと親しんできた川辺川、日本一の清流ですよ。そして、やっぱりそういうところが、もう莫大なそういう治水対策の工事がやられたら住民を川辺川から遠ざけてしまうと。そういったような議論に県管理区間は乗っかることは危ないんじゃないか。住民の人たちがどこまで河川改修求めているのか。具体的に危険な箇所について、もう先行して改修やっていくことで改善が図れないのか、そういったことを積み上げていくことが大事じゃないかというふうに思っておりますので、まあ、これは要望になるかと思えますが。

○坂田孝志委員 私ども八代市で最下流域なんです。やはり小さな細々なことで本当に下流域、あるいは流域の生命、財産、住民のあれを守れるのか、ちまちま——抜本的な対策を講じていかなければだめなんです。それを今協議の期間中ですよ、ダムによらない治水対策の場だから。それを究極を突き詰めて、そこでもってやっていかないと、細かなやりとり幾らやっても、それは安心して我々は枕を高くして眠れませんよ。やっぱりきちんとしたことを——これをやったところで、

たかだか5年か10年ですよ。多摩川や利根川とかが200年に1度の災害に耐え得るような河川計画。それからすると、我々の流域のこの命はどれだけ軽んじられているのか。もっと本当に、知事がいつもおっしゃる県民の幸福量の最大化というなら、その住まい、住んでいる流域が、ゆっくりと心穏やかに住めることがまず第一、その上で、いろんなことができていけばいいんです。そのための今はいわば途中段階でしょう。議論の途中でしょう。それなのに、細かなことをちょこちょこやってどうするんですか。それは部分的な宅地のかさ上げかな、宅防事業というかな、ああいうのも、できる限りの範囲はやってますけれども、全体的な計画で考えていかないといけないと思いますから、早く進めていただいて、それでもっていかぬとするなら、ダムのこともしっかり考えるべきですよ。そうでないと、本当に我々は安心して住めませんよ。私も行政の長をさせてもらったが、2回も3回も7,200トンぐらい来た。あそこのダムのあれはどしこだったかな、もうあと何メートルかだったですよ。萩原堤の、国交省が求める、ダム何とかとありますね、計画高。それでもうすぐ手が届くようなところだもん。そういうのが今、先ほども出ましたように、ゲリラ豪雨とかいろいろあって、本当にいつ、何どきそういう大きな災害があるやもしれぬ。全部起きてるでしょう。阿蘇も起きた、美里も起きた、水俣も起きた、鹿児島もあそこも起きたですね。幸いにして、あそこだけ助かっているんです。あそこに来てごらんささいよ。どれだけの被害が出るのか。早く対策を講じてやっていただきたい。こう要望申し上げておきます。

○山本伸裕委員 球磨川筋については、具体的に今急いで対策しなければならない箇所というのが明記されているんですね。ところが、川辺川についてこの間お尋ねしたときに

は、具体的に今緊急にやるべき箇所というのは、そういう明記はありませんというようなお話だったんですよ。それはやっぱりいかぬ、やっぱり具体的に、どこが問題なのか、そういうところで手が打てる場所は打つべきですよ。というようなところですよ。

○村上河川課長 今、山本委員がおっしゃったのは、この球磨川治水対策協議会の前に行われていたダムによらない検討する場、それの中で、直ちに実施する対策と引き続き検討する対策というのが選定されております。そのほとんどは球磨川本川の中にあつて、それを着実に進めていながらこの協議会を続けていきたいと思いますということになっておることから、そういう状態になっているということです。

もう一つは、川辺川筋をどうするかというのは、私たち、国も県も、また地元も非常に慎重に検討しながら今やっているところでございますけれども、先ほど坂田委員もおっしゃったように、河川の流れというのは、道路と違って、片側通行動めとか迂回路をつくるというのがすぐできるような施設ではありませんので、下のほうから下のほうから順々に広げていったり、その改修工事を行っていかなければならないという運命的な改修の仕方がありますので、これは本当に、上流側の河川を広げたときに、どれだけ下流の人吉市とか八代市に影響があるかというのは、国と何度も何度も計算、まず計算でやりながら私たちが検討しているところでございます。ただ、そこが非常に難しく、影響があるとなれば、なかなか事業に踏み込めないところがあるということを御理解いただきたいと思っております。

○山本伸裕委員 だから、先ほど言いましたですけれども、この図面で言うと、下流から河川整備がやられてきて、もう八代市の場合

は、昭和40年7月洪水と同規模の場合は流れるというふうになっているわけですよ。ということは、今回の治水対策の中でも、八代市については、対策についてはもう検討されていないわけですよ。問題は、人吉中心市街地、川辺川のこの流下能力不足にいよいよなってきたんじゃないかと、こういうところにスポットが当たってきているんじゃないかということなんです。そこで、その40%流下能力みたいな話になると、これはちょっと川を壊すぞというような話ですよ。

○村上河川課長 その流下能力図の見方ですけども、現況の流下能力、現在の河川に対して、昭和40年の雨を降らせたときにどれだけ不足するかということで着色をされている図でございます。

先ほど委員がおっしゃいました、八代市では何の対策も検討されていないということでございますけれども、それは、上流の流量がふえることは今その絵の中には検討されていないということでございます。どういうことかといいますと、先ほど坂田委員がおっしゃったように、八代市の堤防が7,000トンを安全に流下できるということで、そこには白抜きの着色になっているかと思えますけれども、これを、例えば川辺川筋で、あと100トン流せるような河川改修をやると、これは例えばの話で、それが直接そのまま流れてくるかどうかわかりませんが、時間、計算をしっかりとやらないとわからないところですけども、例えば、八代市が7,100トンになったときときには、今度は安全に流れないかもしれない、またそこで対策が必要になるということで、そこはこの協議会の中で留意事項として取りまとめているところでございます。先ほど、市町村の懸念の中でも放水路の放流先で余計流量が増すのではないかと懸念が示されておりますけれども、そういうところから何回も何回もトライアルしながら検討

していく、また、それを市町村と一緒にって検討していくというのが、この協議会の中の話でございます。

そういうところで、ちょっとその見方と、この協議会の内容は違うのかなというところですよ。

○山本伸裕委員 だから、川辺川で40%流下能力改善したら、確かに、下流まで見直さんといかぬことになりますよ、ならざるを得ないですよ。だけど、今現在、部分的に堤防のかさ上げだとか、そんな下流にいたずらをしてないような改修、やるべきところはいっぱいあると。私も実際現場見てきて、そう実感しましたよ。だから、机上の理論で40%の流下能力不足というようなことでやられると非常に川自体が壊れると、そんな議論では危ないというようなことを強調してるんです。

○坂田孝志委員 流域全体で見てほしいな、流域全体で。

○山口裕委員長 今、山本先生が、たしかお示しされた資料というのは、検討する場で積み上げた対策の効果を見込んだ上で、目標とする流量に対し、流下能力が不足するというを地図であらわした資料だと思うんですよ。

○山本伸裕委員 そうですね。

○山口裕委員長 それで、直接的に治水安全度なんていう言葉につながる——実は、その安全度はどうなのかというのは最終的にそういう数字によっていくんでしょけれども、今は、検討する場で、しっかりと実現可能なものだったり、それでも実現はできないけれども、こういう案もあるんじゃないかということも、しっかりと俎上に乗せて検討する材料にしようということですので、まあ、さまざま

な御心配であるとか、この資料から見ても、じゃあ川辺川大丈夫かと言われると、私もいささかちょっと不安にはなるけれども、これは議論の過程で一つの材料として示されたものであって、もうちょっと静観して、冷静に、今積み上げておられる、じゃあ本当に河川整備につながるような方策を、いろんな方、国、自治体、県も含めてですけども、求めていく必要があるのではないかと私は思うので、これ以上何かお尋ねになられても、ちょっと整理ができないかなというふうに感じるので、この辺でよろしいですか。

○山本伸裕委員 結構です。

○山口裕委員長 済みません。

ほかに報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

ここで私のほうから、12月の本委員会を取りまとめを御一任いただきました「平成28年度建設常任委員会における取り組みの成果」について、お手元に配付のとおり案を作成しましたので、御説明いたします。

この常任委員会における取り組みの成果は、今年度の本委員会の審議の中で、委員から提起された課題や要望等の中から、取り組みが進んだ主なものを取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

なお、項目の選定等に当たっては、副委員長及び執行部と協議し、本委員会として、4項目の取り組みを選定した案を作成いたしました。

いずれの項目も、本委員会の審議により取り組みが進んだもの、あるいは課題解決に向けた検討や調査が動き出したものを選定しております。

これらの項目以外にも、提起された課題や要望等につきましては、執行部で調査、検討

等を進められておりますが、特に、これらの4項目を具体的な取り組みが進んでいるものとして取り上げました。

それでは、この案につきまして、何か御意見等がありましたら表明いただけませんかでしょうか。

○山本伸裕委員 要望でございますが、県道熊本高森線の4車線化問題には、ぜひ住民の要望を尊重しつつ、その心配、不安に応えながらというようなところは、表現上入れられないでしょうか。

○山口裕委員長 先ほど議案審議の過程においても、そのような配慮もなさっていらっしゃいますし、確かに、さまざまな御懸念や御心配があるやとも思っておりますが、今回、現地相談窓口の設置については、住民にとっては、例えば、町の事業であろうが、県の事業であろうが関係がありませんし、そういった中で事業を進める、先ほど説明にもあった時間的な制約をどのように解消していくのか、そういったことを考えれば、これは一つの山本委員の御意見にも耳を傾けた内容ではないかと私は思いますので、その点については御理解いただけないでしょうか。

○山本伸裕委員 了解しました。

○山口裕委員長 ほかに御意見はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 では、この案でホームページに掲載したいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、その他、何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

以上をもちまして第7回建設常任委員会を閉会いたします。

午後0時21分開会

○山口裕委員長 この3月末をもちまして県を御勇退される4名の方がいらっしゃいます。

私の特権ではありますが、この4名の方にそれぞれ御挨拶をいただきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 それではまず、松永道路都市局長からお願いいたします。

（道路都市局長～砂防課長の順に挨拶）

○山口裕委員長 ありがとうございます。何か歴史を感じたり、何か示唆に富む言葉が多かったので、何かちょっと感慨深いものがありました。

本日が今年度最後の委員会でございますので、私のほうからも一言御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、この1年間、田代副委員長ともども委員会運営に努めてまいりました。その上では、皆さん御指導、御協力いただきまして、熱心に委員会審議ができたことは大変よかったことかなと思っております。改めて深く感謝いたします。

また、手島部長初め執行部の皆様におかれましては、本当に激務の中にあっても我々の意見等々を参酌いただきながら、諸課題に向き合っていたいただいた姿勢には本当に感謝するところです。ありがとうございます。

当初、地震が起きなければ、今年度は厳しい課題が突きつけられていたと想定しております。それは何かというと、災害等の公共事業費も削減する中で、建設業の新たな方向性をどう示すかということが私に課せられた大きな課題かなと思っておりました。しかしながら、4月14日に発生した熊本地震においてその状況は大きく激変し、皆さんのお仕事は

もとより、この業にかかわる建設業全ての皆さんに、本当にこれまでにない骨折りをいただいたのかなというふうに思っております。その現場を改めて見て、本当に今回の熊本地震への対応が厳しいものであるなどということも痛感しておりますし、そしてまた、次にどうやって進めていこうか、この1年間、かなり考えさせられた、政治家としても考えさせられた1年だったと思っております。

そのような中で、先ほどもありましたとおり、俵山バイパスの開通というような、復旧が進む、そんなニュースは、私もそうでありまして、そしてまた皆さんもそうでありましょうし、そして、何よりも南阿蘇の皆さんのあの喜びようは本当にかげがえのないものだなというふうに思いました。現場では激務があったと聞いております。24時間作業をしたというお声も聞きました。そういった中においても、あれだけ地域の皆さんが喜び、そして、その過程においては、炊き出しをして現場作業員を勇気づけたなんていう美しい話もあって、本当にこの1年間、熊本地震に向き合うことによって、さまざまな面を感じ取れたのは事実であります。

先ほど勇退の皆さんのほうからもありましたとおり、管外視察においては、兵庫県、そして新潟県、訪れましたけれども、今でも復興と名のついた課や部署があるのは事実です。早期に、いろんな時間的制約がありながらも結果を出していく、しかしながら、長年かけて復興を目指して着実に歩みを進めていく、そして責任を持ってやり遂げる。すごく長いこの熊本地震からの復旧、復興になるかと思えますけれども、みんなで力を合わせてやり遂げることができたらと思っております。

どうぞ、我々も頑張ります。執行部の皆さんが頑張ってください、そして、復旧、復興にかかわる皆さんに、一筋と言わず、何か明るい材料、明るい光明を与えることができ

たらというふうに思いますので、どうぞ今後とも、健康に留意しながら、御尽力いただきますことをお願いしまして、御挨拶いたします。

本日までありがとうございました。（拍手）

それでは、先輩議員であります田代副委員長からも一言お願いします。

○田代国広副委員長 ここにせっかく事務局のほうですばらしい挨拶をつくってありますので、これを葬るのはいささかもったいないので、朗読させていただきます。

この1年間、山口委員長のもとで委員会運営に努めてまいりましたが、委員各位には、充実した委員会運営に御協力を賜りますとともに、熱心に御審議いただき、まことにありがとうございました。

また、執行部におかれましても、手島土木部長を先頭に、熊本地震からの早期の復旧、復興など、直面する重要課題等に迅速かつ真摯に取り組んでいただき、心より厚く御礼申し上げます。

今後とも、当委員会で議論されましたことを踏まえ、県政、あるいは建設産業の発展のため、しっかり頑張っていたいただきたいと思います。

委員の先生方並びに執行部の皆様にはまことにありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

○山口裕委員長 それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。

皆様大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後0時35分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長